

# 総会運営規定

## 第1章 総則

### 第1条

本規程は、定款第4章の規定に基づき、総会運営に関する事項を定める。

## 第2章 総会運営委員会

### 第2条

総会を運営するにあたり役員会を開催する。

### 第3条

総会運営委員会は役員及び各委員会の委員によって構成する。

### 第4条

委員の任期は、総会議事録の作成終了までとする。

### 第5条

委員会は次の業務を行う。

- 総会の開催準備
- 会場の整理
- 資格審査及び報告
- その他総会運営に関する必要事項

### 第6条

委員長は総会の司会を行う。

## 第3章 議長の選出

### 第7条

当会定款の規定どおり、理事長が議長となり書記及び議事録署名人を選出する。

### 第8条

議長は会議の成立を宣言する。ただし出席者が定数に満たないときは、休憩又は散会あるいは延会を宣言する。

## 第4章 議事の進行

### 第9条

総会の議題および議案書は7日前までに会員に通知しなければならない。

### 第10条

議長は案件を議題とするときは、その旨を宣言する。

## 第 11 条

会議で発言する場合は、議長に通知し、その指名を受けなければならない。議長から指名を受けたときは、発言に先立ち所属・氏名を明確にしなければならない。

## 第 12 条

総会に議案書以外の議題がある場合には、次の各号によらなければならない。

- (1) 提案書を総会の 5 日前までに事務局に送付すること。
- (2) 修正動議は、あらかじめ文章を印刷し、理事長を通じ議長に提出しなければならない。
- (3) 緊急の事情により、総会当日提出する場合は、その事由と要旨を理事長に届けなければならない。
- (4) 会場において印刷物等を配る場合は、事前に議長の許可を得なければならない。
- (5) 理事長は議長より議事進行について意見を求められた場合、発言を行うことができる。

# 第 5 章 採決の方法

## 第 13 条

採決を行うときは、議長はその票決に付する問題を宣言しなければならない。

## 第 14 条

採決の方法は、次の各号のひとつとする。

- (1) 拍手
- (2) 挙手
- (3) 起立

## 第 15 条

票決を行った場合、議長はその結果を宣言する。

# 第 6 章 補則

## 第 16 条

この規程の施行に関し必要な規則は、理事会の議決を経てこれを定める。

## 第 17 条

この規程を改正する場合は、理事会の議決ならびに総会の承認を得なければならない。

## 附則

1. この規程は公益社団法人の設立の登記の日から施行する。